

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗東市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県栗東市

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務【令和5年11月30日終了】</p> <p>(2)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり8万円)の支給事務【令和6年3月31日終了】</p> <p>(3)令和5年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務【令和6年9月30日終了】</p> <p>(4)令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務</p> <p>(5)令和6年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務</p> <p>(6)令和6年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務</p> <p>(7)令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)</p> <p>(8)令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)</p> <p>(9)栗東市物価高騰対策給付金</p>
③システムの名称	住民税非課税世帯等給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務～(8)令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付):健康福祉部 社会福祉課 (9)栗東市物価高騰対策給付金:健康福祉部 重点支援交付金推進室
②所属長の役職名	(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務～(8)令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付):社会福祉課 課長 (9)栗東市物価高騰対策給付金:重点支援交付金推進室 室長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務～(8)令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付):〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部社会福祉課 (9)栗東市物価高騰対策給付金:〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部重点支援交付金推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務～(8)令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付):〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部社会福祉課 (9)栗東市物価高騰対策給付金:〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部重点支援交付金推進室
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	作業マニュアルを遵守することを徹底し、また作業にあたっては上長の承認および複数人で確認を行いながら作業に取り組んでいることからリスク対策は十分である。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [<input type="checkbox"/> 十分である]
判断の根拠	特定個人情報ファイル等については、施錠可能なキャビネットに保存していること、また特定個人情報を扱う端末には静脈およびパスワード認証が必要なことからリスク対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月22日	新規作成			事後	
令和6年11月22日	I-1 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務【令和5年11月30日終了】</p> <p>(2)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり8万円)の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務【令和5年11月30日終了】</p> <p>(2)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり8万円)の支給事務</p> <p>(3)令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務</p> <p>(4)令和5年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務【令和6年9月30日事務終了】</p> <p>(5)令和6年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務</p> <p>(6)令和6年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務</p>	事後	令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金支給事業実施要綱、令和5・6年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金支給事業実施要綱、令和6年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事業実施要綱の制定に伴い、事務名の追加を行ったため
令和7年11月14日	I-1 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務【令和5年11月30日終了】</p> <p>(2)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり8万円)の支給事務</p> <p>(3)令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務</p> <p>(4)令和5年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務【令和6年9月30日事務終了】</p> <p>(5)令和6年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務【令和6年11月30日終了】</p> <p>(6)令和6年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年11月30日終了】</p> <p>(7)令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)【令和7年8月31日終了】</p> <p>(8)令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)の支給事務【令和5年11月30日終了】</p> <p>(2)令和5年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり8万円)の支給事務【令和6年3月31日終了】</p> <p>(3)令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務【令和6年11月30日終了】</p> <p>(4)令和5年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務【令和6年9月30日事務終了】</p> <p>(5)令和6年度栗東市住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給事務【令和6年11月30日終了】</p> <p>(6)令和6年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年11月30日終了】</p> <p>(7)令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金(1世帯あたり3万円)【令和7年8月31日終了】</p> <p>(8)令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)</p>	事後	令和6年度栗東市住民税非課税世帯に対する重点支援給付金、令和7年度栗東市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事業実施要綱の制定に伴い、事務名の追加を行ったため

